**【要請】**

2020年4月15日（水）

学校委員・分会長　様

 　　　　　　　　　　　愛知県高等学校教職員組合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　執行委員長　加藤　聡也

**長時間過密労働解消に関する校長交渉のとりくみについて**

　日々の活動、お疲れ様です。

　私たちの強い反対にも関わらず、政府・文科省は、2019年12月、地方公共団体の判断で「１年単位の変形労働時間制」の導入を可能とする給特法の改悪を強行しました。この「１年単位の変形労働時間制」は、教員の時間外勤務を覆い隠すもので、教員の多忙化解消にはつながりません。そもそも「１年単位の変形労働時間制」について、厚労省のガイドラインでは「恒常的な時間外労働はないことを前提とした制度」となっており、深刻な長時間過密労働の実態がある学校現場に導入する余地はありません。

　一方、県教委の「教員の多忙化解消プラン」（以下、「プラン」）では、「平成31年度までに達成すべき目標」として「在校時間が月80時間を超過している教員の割合：全校種０％を目指す」との目標が盛り込まれていますが、2019年度上半期の「在校時間記録簿」の集約結果からも明らかなように、この目標さえ達成されていません。少なくとも「プラン」に掲げられた目標を達成していくためには、職場において、長時間過密労働解消に向けた実効性ある施策が求められています。

　そこで、長時間過密労働解消に向け、下記とりくみをすすめていきたいと思います。年度初めの忙しい時期ですが、積極的なとりくみをお願いします。

**記**

**１　別紙要求書をもとに、5月26日（火）までを目途に校長交渉にとりくむこと。**

　※別紙報告書を5月27日（水）の支部会議までに提出してください。

　※要求書については、愛高教ＨＰにあります。独自に要求項目を加えたい場合等にダウ　　ンロードしてお使いください。

**以上**